

序章 見直しの趣旨と位置付け

序章 見直しの趣旨と位置付け

本章は、日出町都市計画マスタープラン見直しの趣旨を整理したうえで、その位置づけや日出町都市計画マスタープランが対象とする範囲、目標年度、構成について整理しています。

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の2による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に位置づけられ、市町村のまちづくりの最上位計画となる「総合計画」との整合を図られるとともに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定されるものであり、日出町が定める都市計画の指針となるものです。

2. 見直しの趣旨

日出町では、平成 18(2006)年 9 月に第 4 次総合計画を策定し、その後、平成 20(2008)年 3 月に土地利用や都市基盤整備に関する指針としての都市計画マスタープランを策定し、「みんなが住みつつけたくなる生活都市の構築」を基本理念として都市づくりを推進してきました。

しかし、プラン策定時から概ね 10 年が経過し、人口減少社会の到来や急速な少子高齢化の進行、社会の成熟化による住民ニーズの多様化・高度化、また、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災や平成 29(2017)年 7 月に北部九州を襲った豪雨被害など、自然災害の多様化、激甚化の経験を通じた防災意識の高まりなど、社会環境や住民意識が大きく変化しており、これらの社会的課題に対応することが求められています。

そうした時代の潮流をとらえ、本町のあるべき姿と進むべき方向を示すため、新たな総合計画「第5次日出町総合計画」が平成 29(2017)年 4 月に策定されました。

日出町都市計画マスタープランにおいても、この「第5次日出町総合計画」との整合を図った都市づくりを推進し、時代の変化に適切に対応していくため、このたび、日出町都市計画マスタープランを見直しました。

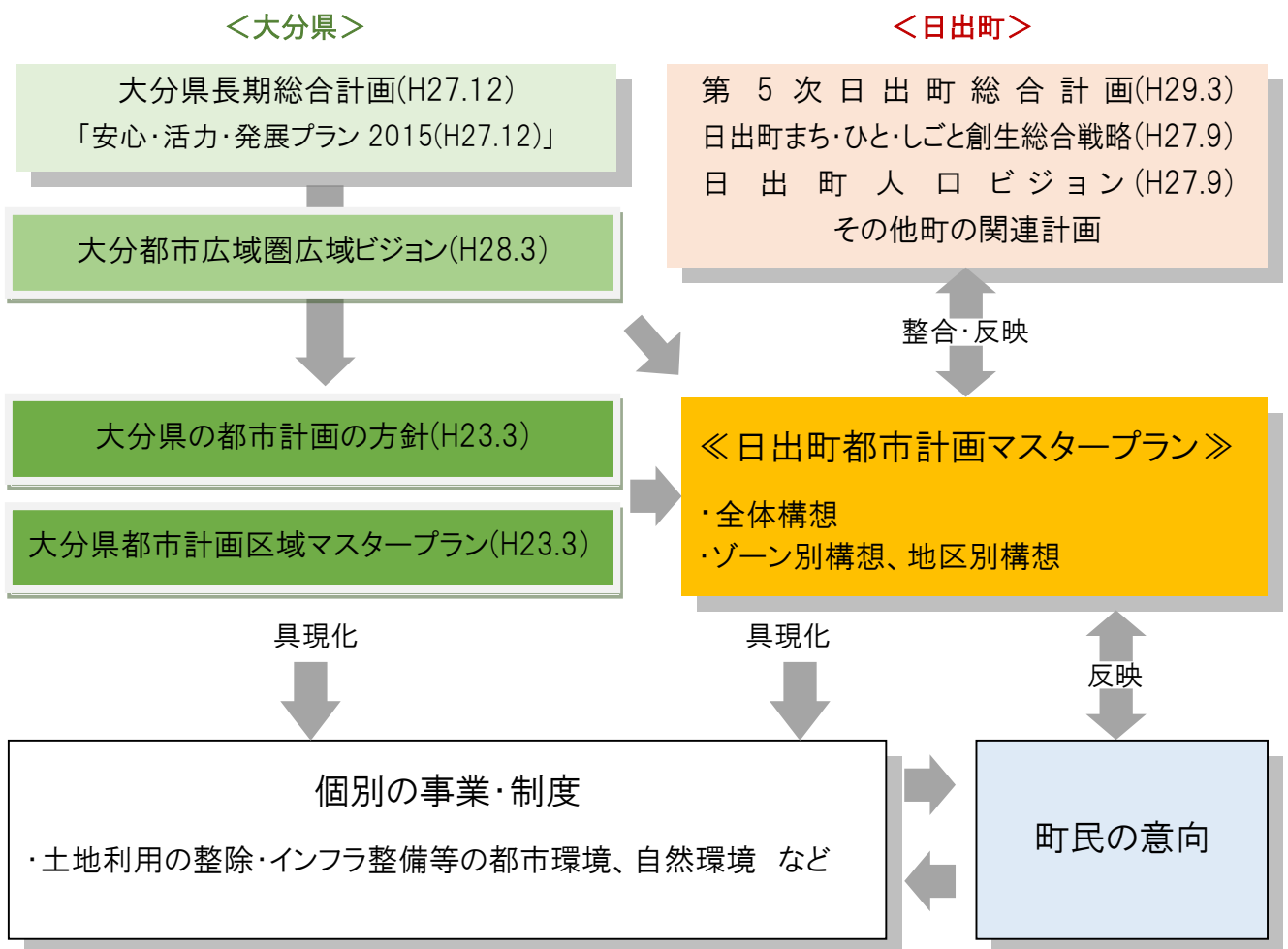


日出城址周辺(二ノ丸館前)

3. 位置づけ

日出町都市計画マスタープランにおいて策定するまちづくりの方針や計画は、町民意見等を反映しながら、以下のように本町が策定した計画のほかに、国や県が策定しているまちづくりに関する様々な計画等と連携しながら推進する必要があります。

また、策定した計画等は、個別の事業や制度へと分類しながら、より良いまちづくりに向けた実現するための基本的な計画となります。



4. 役割

「日出町都市計画マスタープラン」は、次のような役割を担っています。

- 都市の将来像や目標を明確にします
- 日出町が定める都市計画の基本的な方針を定めます
- 住民の都市計画への理解や合意形成・官民協働の都市づくりのための指針となります

5. 構成・内容

日出町都市計画マスタープランは、日出町の現状と都市づくりの課題を整理した上で、都市づくりの基本的な方向性と、実現化の方針を設定しています。

[序章(見直しの主旨と位置付け)]

日出町都市計画マスタープランの目的、位置付けや役割、目標年度・対象区域などの基本的な事項を示しています。

[第1章(まちづくりの現状と課題の整理)]

上位・関連計画における位置付けや本町を取り巻く現状等を整理したうえで、本町における都市づくりの課題を整理しています。また、住民意向を把握するために、調査、開催したアンケート調査及び住民懇談会の結果についても整理しています。

[第2章(全体構想)]

第1章で示している日出町の現状とまちづくりの課題を踏まえ、都市づくりの目標及び基本方針を示しています。また、第1章で示している日出町の現状と都市づくりの課題、及び本町で掲げている都市づくりの理念や目指すべき将来都市構造を踏まえ、各部門別の具体的な方針を示しています。

[第3章(地区別構想)]

将来都市構造で示したゾーン及び地区ごとに、その方針について整理するとともに、第1章及び第2章で整理した結果を踏まえ、地域の魅力づくりや生活環境の向上等に取り組む方針を示しています。

[第4章(実現に向けて)]

第2章～第3章で掲げた、目指すべき将来都市構造やまちづくりの方針などを実現するため仕組みや住民、企業、行政の役割分担などについて、基本的な考え方を示しています。

[第5章(巻末資料)]

「策定経緯」及び「用語集」を添付しました。

[付属資料編]

日出町都市計画マスタープランの策定にあたって、住民意向を把握するために実施した、まちづくりに関するアンケート調査結果や住民懇談会、高校生を対象としたまちづくりワークショップ結果について整理しています。また、第1章で整理したまちづくりの現状を補完する資料も整理しています。

6. 目標年度・対象範囲

[目標年度]

日出町都市計画マスタープランは、策定年度を本計画施行年度ととらえ、2020(令和2)年としたうえで、当該年度を初年度とし、長期的観点から将来像を展望しつつ、初年時からおおむね10年後の2028(令和10)年を目標年度と定めます。また、参考年度として、目標年度から10年後である2038(令和20)年を設定します。



[対象とする範囲]

日出町都市計画マスタープランの計画対象範囲は、本町(日出町の行政区域)全域とします。また、ゾーン別構想は、「市街地整備ゾーン」、「市街地周辺ゾーン」、「田園環境保全ゾーン」、「自然・森林保全ゾーン」、「水辺の憩い・潤いゾーン」といった5つのゾーンに区分して策定するほか、新たに5小学校区ごとに地区別構想を作成しました。